

第2回 屋久島町水道工事管理検討委員会 議事概要

期日:令和4年3月18日(金) 午後3時～午後4時30分

場所:屋久島町役場2階会議室

【概要】

1 第1回議事概要報告について

2 協議

【事案についての意見及び再発防止策についての提案】

- ・建設業協会は電子納品の要請はしている。写真から電子化すべき。日付は明確になる。
- ・写真を電子データで出すことも電子納品となるのか。県のガイドラインを見るとレベル1に該当するのではないか。
- ・月報は契約上出してもらうものではないか。
- ・県は書類の確認を電子的に共有している。
- ・小さな仕事も県は電子納品化しているのか。レベルの違いはあるが、写真データなど電子納品化されている。
- ・電子化の際は閲覧ソフトの導入が必要
- ・県の電子納品に係るコストを確認すべきである。
- ・国庫補助事業は電子納品を求められる。書類の整合性も写真などデータで確認できる。データは隠すことは出来ない。
- ・工事検査については、契約書の中に書いてある。
- ・社内検査の取り組みは、各会社で規程を作っている。建設業協会ですべて作ってはいない。県工事の中で特に求められていないが、評価点につながる。
- ・繰越手続きについて、工事が10月20日から始まっているのに、12月に繰越判断をするのは難しいのではないか。
- ・月報をとり、進捗状況の把握をし、繰越の判断が難しい時は、繰越の申請をしておくのは良いのではないか。
- ・3月26日に県へ実際の進捗状況を報告していたら、繰越手続きが出来ていたのではないか。県との連携が取れていれば、町の繰越手続きは出来たのではないか。
- ・完成していないのに検査をするのがおかしい。
- ・他の業者の力を借りてというが、工期は過ぎていた。
- ・業者から連絡が無かったからということだけではなく、現場を見に行っていないのがおかしい。
- ・繰越の恐れが少しでもあれば、繰越手続きをするようルール化してはどうか。
- ・そのためには、月報などの進捗状況の把握をしっかりしないといけない。

- ・担当者は繰越の事を理解していたのか。手続きの意味を理解していたのか。業務がその人についていて、その人しか知らない解らないことがあるのではないか。組織のありようを改める必要がある。また、業者と職員の関係性のあり方を考える。なあなあになっていたのではないか。
- ・一業者のために繰越の理由付けが出来たか。早い段階で遅れている業者へ指導すべき。ちゃんとしないとこれからも出てくる。今後は建設課の管理のもとで工事進捗、完成検査をしてはどうか。
- ・業者を信じてと言うが、業者のいうことをうのみにしている発注者が悪い。罰するところは罰する。
- ・職員が余裕をもって工事管理をできるように、(水道補修などについて)担当が補修に動くのではなく業者へ依頼してはどうか。それと、工期設定はどうなっているか。
- ・標準工期を目安としている。
- ・この標準工期を基に、繰越に柔軟に対応できる工事発注をしてはどうか。
- ・中間検査を行う。これを行った方が、業者のためになる。受注者の責任ではなく、発注者の責任もある。自分の工事があつたのに、他の工事の下請けをしていた。これは、発注者が指導すべき事。把握するために下請けの書類を活用していけばいいのではないか。
- ・指名推薦委員会の際に工期把握を行い、標準工期が取れているのかを把握するようにした方がよい。
- ・月報が出されていないときのチェックや指導をどうしていくのか。
- ・複数の方の目に触れるように組織の在り方を変えていく必要がある。
- ・おかしいと思うことを修正していかないといけない。職員みんなの意識改革が必要。
- ・信頼関係が無くなっている。悪いところは罰しないと駄目。

【再発防止策として、下記の事項について検討をおこなうこととする】

- ・工事検査規程の制定について。
- ・建設業協会から請負業者へ社内検査実施の徹底を呼び掛けについて。
- ・電子納品の段階的な導入について。
- ・月報を必ず取り、進捗状況の把握を徹底しておこなうことについて。
- ・組織のありようを改めることについて。
- ・建設課の管理のもと工事進捗、工事完成をする。ダブルチェックをすることについて。
- ・簡明な工事事務のマニュアルの作成について。
- ・標準工期を参照に繰越に柔軟に対応できる工事設定を検討することについて。
- ・中間検査を行うことについて。